

令和 6 年度行財政改革取組方針

令和 6（2024）年 9 月

目次

1. 背景	1
2. 位置づけ	2
(1) 本方針の目的	2
(2) 本方針の位置づけ	2
(3) 各取組の進捗管理	2
3. 具体的な取組	3
(1) 公共施設マネジメントの推進	3
(2) 国民健康保険特別会計法定外繰入金の削減	4
(3) 公立保育園の民営化	6
(4) 矢川児童館の事業団における一体的な管理運営の検討	7
(5) 市民プラザのあり方検討	8
(6) くにたち子どもの夢・未来事業団の運営状況の検証	9
(7) 土曜開庁の見直し	10
(8) 講演会等の効果的・効率的な実施	11
(9) 事務事業の見直し	12
(10) 組織運営及び職場環境の改善	13

1. 背景

国立市は、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対し、限りある人員・予算といった資源を最大限活用して総合基本計画が目指すまちづくりを支えていくため、令和2（2020）年4月に「国立市行財政改革プラン2027」を策定した。

「国立市行財政改革プラン2027」では、職員一人一人が本来の能力を最大限発揮できるようにすることで、人員・時間を確保し、新たな市民ニーズに対応できる効果的・効率的な行政運営を目指すとともに、引き続き、財源の確保と歳出抑制を図り、業務の見直しや改革に取り組みつつ、限られた財源を効果的かつ効率的に活用し、将来に責任を持ち、人口動態、社会経済状況等の変化に対応した計画的な財政運営を目指すこととしている。

また、平成28（2016）年には「国立市健全な財政運営に関する条例」を制定し、財政運営の基本原則を定めている。同条例第4条では、収支均衡、財政の弾力性の確保、計画的な財政運営、情報公開による透明性の確保、規律ある財政運営を図ることとしている。

このような状況に加え、令和6（2024）年度当初予算編成では、歳出予算要望額に対して歳入見込み額が大きく不足する状況となった。主な要因として、障害福祉サービス費をはじめとする扶助費の増加、正規職員の給与改定及び会計年度任用職員への勤勉手当支給開始に伴う人件費の増加、物価高騰の影響と思われる物件費の増加があげられる。これらの支出の急激な増加に対し、所得の増加が個人市民税の増加に反映されるまでのタイムラグが発生する制度となっていることもあり、市税の伸びが追いついていない状況である。「令和6年度～令和9年度実施計画」においても、今後の推計として財政調整基金繰入後の財源不足額が毎年度10億円前後となっている。さらに、ふるさと納税による市民税の控除額は、令和6（2024）年度課税において、5億5,000万円を超えることが見込まれ、不交付団体である国立市においては、その補てんもないことから大きな負担となっている。

今後、当初予算編成においては、基金の活用を含めた歳入面からの対策を講じつつ、行財政改革及び歳出削減の取組を進めることにより、財源不足額の縮小が求められる。扶助費をはじめとする必要な経費の増加を吸収しながらも、全体の収支の均衡を図っていくため、国や都に対する制度の改正や財政支援の要望を行うとともに、行財政改革を具体的に取り組んでいく必要がある。

2. 位置づけ

(1) 本方針の目的

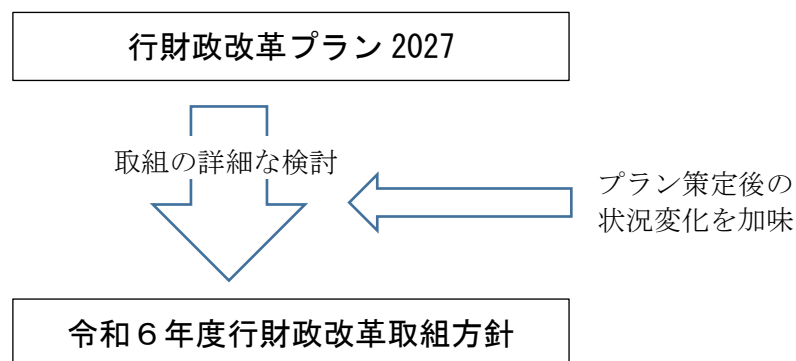
令和7（2025）年度以降において、これまで取り組んできた政策をさらに前へと進め、新たな行政需要にも応えていくため、本方針に基づいて行財政改革に取り組む。特に、少子高齢化の進展や物価高騰の影響によるコスト増に対応しつつも、持続可能な財政運営を目指すとともに、未来を担う世代への投資に必要な財源を確保することを目指す。

また、生産年齢人口の減少に伴い、中長期的に職員数の確保が難しくなることが想定されることから、これに対応できる行政運営の実現に向けて取り組む。

(2) 本方針の位置づけ

本方針は、「国立市行財政改革プラン2027」第4章に掲載している具体的な取組について、プラン策定後の状況を踏まえ、取組内容を改めて検討し、より詳細な取組の方向性を定めるものである。

また、新たに対応すべき課題についても同様に取組の方向性を示し、「国立市行財政改革プラン2027」を補完しつつ、重点的に推進すべき行財政改革の方針として定める。



(3) 各取組の進捗管理

具体的な取組を推進していくため、それぞれの担当部署に対して書面調査やヒアリング等により進捗状況を確認するとともに、行財政健全化推進本部会議に報告する。

各取組は、可能な限り令和7（2025）年度当初予算に反映することを目指すこととするが、関係者との調整や合意形成に時間を要するものについては早期の実現に向けて取り組む。

3. 具体的な取組

(1) 公共施設マネジメントの推進

①行財政改革プラン 2027 における取組概要

現在の公共建築物を同規模で今後 50 年間維持するためには改修費用や運営費など、年間平均で約 61 億円が必要とされており、現在支出している更新・改修・管理運営費や人口減少を踏まえた税収減を踏まえると、約 11 億円程度の不足が生じる。この不足分を補っていくために、大きな方針として①総延べ床面積の縮減、②管理運営費用の縮減、③新たな財源の創出の 3 つの取組を推進していくが、短中期的なアクションプランとして「(仮称) 公共施設再編計画」を策定したうえで、取り組みを推進する。

②プラン策定後の状況等

令和 3 (2021) 年 3 月に『公共施設再編計画』を策定した。その後の取り組みでは、旧国立駅舎や矢川プラスの開設により延べ床面積の増加があったものの『公共施設等総合管理計画』(平成 29 (2017) 年 3 月) で見込んでいた想定規模の範囲で収めるとともに、現在進めている第二小学校改築事業では複合化により延べ床面積の縮減を図っている。

管理運営費用に関しては、トイレ手洗い器をはじめとする自動水栓化や洋式化、照明 LED 化を進め、使用料縮減による光熱水費や修繕費の削減に取り組んでいる。

③具体的な取組の方向性

第二小学校の改築事業同様、複合化や多機能化による延べ床面積の縮減に取り組んでいくとともに、これにより生じる活用可能な土地等を新たなストックの形成に向けた財源となるよう有効に活用できる方策を検討する。また、引き続き公共施設の LED 化を実施していくことで管理運営費の縮減を目指す。

新たな財源の確保に向けては、低未利用地である富士見台四丁目用地の売却、旧給食センター跡地の暫定利用として一部を民間活用することによる歳入の確保を目指す。さらに、ネーミングライツを複数の施設で公募してきたところであるが、新たな施設である国立市子育て・子育て応援テラスでも実施するなど引き続き導入できるように取り組む。

【概算効果額】

- ・年間 342 万円 + α (ネーミングライツ等による歳入増)
- ・富士見台四丁目用地の売却として約 1 億 5,000 万円の臨時的な収入

(2) 国民健康保険特別会計法定外繰入金の削減

①行財政改革プラン 2027 における取組概要

国民健康保険特別会計については、いわゆる赤字繰出しが一般会計を圧迫していたことから、平成 28 (2016) 年度に税率改定を行い、その削減を行ってきた。

令和元 (2019) 年度中に数値目標を示した赤字解消計画を策定することが求められており、国民健康保険制度と他の健康保険制度との違いを念頭に置いて、被保険者の負担を考慮しつつ計画を策定する。課税賦課限度額の改定が示された場合には速やかに対応するとともに、糖尿病性腎症重症化予防事業やジェネリック医薬品差額通知送付事業、残薬管理事業等による医療費削減等を進め、目標達成に向けて取り組む。

②プラン策定後の状況等

国立市では医療費の適正化や補助金の確保によって赤字解消計画の各年度の目標額を達成できるように取り組んできた。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度間で医療費にばらつきが生じたことから、国民健康保険事業運営基金を活用して平準化を行ってきた。

東京都では、令和 6 (2024) 年度以降の事業費納付金の算定において医療費指数が反映されなくなることとなり、激変緩和措置がとられるものの、医療費の適正化による事業費納付金の抑制効果が見込めなくなる。

多摩地域の自治体では、既に東京都の示す標準保険税率を採用し、ほぼ赤字を解消している自治体があり、他の自治体においても定期的な改定もしくは随時の改定が予定されている。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)において、同一の都道府県内の保険料(税)水準について「令和 15 (2033) 年度までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和 17 (2035) 年度(令和 18 (2036) 年度保険料算定)までの移行を目標とする」ことが明記された。全国的にみると都道府県内での保険料水準の統一が進んでいる地域もあり、一部地方から国に対し、「国民健康保険料(税)率を都道府県条例で定めることを可能とする」旨の提案がされている状況である。

③具体的な取組の方向性

医療費の適正化及び補助金の確保だけでは赤字の解消が困難な状況にあり、①遅くとも令和 17 (2035) 年度までに保険料水準の完全統一を目指すとする国の方針、②将来的に保険料水準が東京都で統一される場合の国立市の現行保険税率とのギャップから生じる市民生活への影響、を踏まえた税率等改定(改定時期、改定頻度、改定率)の考え方について国民健康保険運営協議会に諮問する。

国民健康保険運営協議会からの答申を受けた後、市としての方針を決定し、税率改定に

向けた事務を進める。

なお、国立市の国民健康保険財政への効果は小さくなるものの、健康づくりによる医療費適正化には引き続き取り組んでいく。

【概算効果額】

- ・ 5 億 9,715 万円（令和 5（2023）年度決算における解消すべき赤字繰入額）

(3) 公立保育園の民営化

①行財政改革プラン 2027 における取組概要

公立保育園の民営化においては事業団へ職員を派遣することから、保育の質については既に担保されているが、2 園目以降については矢川保育園の民営化による全体の効果検証を行ったのちに検討することとしている。ついては、効果検証の方法を検討し、効果検証により民営化の効果が認められた場合には、保護者等の理解を得る努力をしつつ公立保育園の民営化を進めていく。

②プラン策定後の状況等

令和 3（2021）年 4 月から事業団により矢川保育園の運営が開始された。市から事業団への派遣職員は、5 年程度で事業団が採用した職員と入れ替わるように派遣の解消を進めている。

事業団による矢川保育園の運営開始より一定期間経過したことから、民営化による評価検証を行うため、令和 6（2024）年 6 月より保育審議会を開催し、矢川保育園民営化の評価検証について及び「国立市保育整備計画」の今後の方向性についての 2 点を諮問し、議論を進めている。評価検証は、①保育の質の確保・向上、②人的効果、③財効果の 3 つの観点から行うこととしている。

③具体的な取組の方向性

保育審議会での議論及び答申を踏まえ、2 園目以降の民営化の方針などを盛り込んだ（仮）第二次保育整備計画を検討・策定し、進めていく。

あわせて、少子化により保育ニーズの減少が想定されることを踏まえ、適正な保育定員のあり方についても検討していく。

【概算効果額】

- ・ 1 園当たり約 4,300 万円（保育整備計画における矢川保育園の想定効果額）

(4) 矢川児童館の事業団における一体的な管理運営の検討

①行財政改革プラン 2027 における取組概要

学童保育所や児童館といった市が設置する子育て関連施設のうち、事業団による運営が効果的であると判断された場合には、事業団による指定管理も視野に入れた運営について検討を行う。

②プラン策定後の状況等

矢川児童館は、令和 5（2023）年 4 月から矢川プラスの一部として市が直接運営している。児童館は所在する地域の学童保育所の運営にも関わっているが、矢川児童館の所管する本町学童保育所及び矢川学童保育所については、現在、中央児童館及び西児童館が関わることによって運営している状況となっている。

矢川プラスへの移転に伴い、以前と比べて矢川児童館の開所日時が増加及び延長している。矢川児童館の開所時間のうち、18 時以降の時間帯は中高生が利用者の中心となっている。その利用方法としては、中高生の自主的な事業の企画・実施であり、日中の利用方法とは異なっている。

③具体的な取組の方向性

矢川児童館が矢川プラスに移転して 1 年が経過したことから、その運営状況の検証を行う。検証に当たっては、より効果的・効率的な管理運営を行う観点から、矢川プラスの指定管理を行っている事業団による矢川児童館の一体的な管理運営や 18 時以降における児童館の運営体制等について検討する。

(5) 市民プラザのあり方検討

①行財政改革プラン 2027 における取組概要

国立駅前プラザが開設したことにより、北市民プラザでの証明書発行が2割程度低下したことから、各市民プラザの行政サービスのあり方を検討する必要がある。各市民プラザで提供しているサービスのニーズや費用対効果を調査し、発行業務や高齢者に特化した新たなサービスなどを含め総合的に検討し、各市民プラザの行政サービスのあり方を検討していく。

②プラン策定後の状況等

令和5（2023）年度末におけるマイナンバーカードの累計交付件数は約5万7,000枚となり、令和5（2023）年度中のコンビニ交付件数は2万3,000件を超えている。

駅前市民プラザは19時まで市民サービスコーナーを開設しているが、17時から19時までの市民サービスコーナーは数名の利用がある。また、予約図書の受け渡し業務も行っている。

北市民プラザでは、庁内の取次業務を幅広く実施しているほか、比較的高額の現金を取り扱うことのある市税等の収納業務も行っている。取次業務は郵送での受付を可としているものも多い。

③具体的な取組の方向性

駅前市民プラザは周辺にコンビニも多く、証明書交付の取得できる環境は整っているが、マイナンバーカードを取得していない方への証明書交付の機能は確保しなければならない。17時以降の時間帯については改めて利用状況を調査・把握し、同じ建物内で窓口を開設している国分寺市との調整も含めて、市民サービスコーナーの終了時間を17時へ短縮が可能かどうか検討する。

北市民プラザでは、市民サービスコーナーのみが開館となっている火曜日の取り扱いについて、利用状況を調査・把握した上で完全休館について検討する。また、取次業務等の市民サービスコーナーにおける業務の整理を行い、さらなる開館日時及び運営体制の縮小についても検討を進める。

これらの検討事項を整理しつつ、駅前市民プラザと北市民プラザの職員体制を一体的に運用することによる効率化を目指す。

(6) くにたち子どもの夢・未来事業団の運営状況の検証

①現在の状況等

くにたち子どもの夢・未来事業団は、令和元（2019）年8月に設立して以来、令和3（2021）年から矢川保育園の運営を開始し、令和5（2023）年より矢川プラスの指定管理者として同施設の運営を行っている。

上記2施設の運営に当たっては、市から職員を派遣しており、矢川保育園は徐々に事業団が採用した職員へと入れ替わってきている。また、矢川保育園の民営化時点において市が会計年度任用職員として採用していた職員は、事業団においても、その時点での給与額を保障し、雇用を継続している。

②具体的な取組の方向性

事業団が矢川保育園及び矢川プラスの運営を開始して一定の期間が経過したことから、その運営状況について検証する。

矢川保育園については、公定価格による保育委託料に加え、運営支援の補助金を交付しているが、この補助金額の算定が適正であるか検証し、必要に応じて見直しを行う。

矢川プラスでは、市からの職員派遣の解消方法について明確な定めがないことから、事業団が採用する職員との入れ替えに向けて、施設運営に支障が生じないように、その手法について事業団と協議し、市からの職員派遣の解消もしくは縮小を目指す。

(7) 土曜開庁の見直し

①現在の状況等

土曜開庁は、平成 27（2015）年 4 月から試行として開始し、現在に至っている。

市民課は毎月第 2・第 4 土曜日、課税課及び収納課は毎月第 4 土曜日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで窓口を開けている。市民課では、転入転出の異動手続きや印鑑登録の手続き、証明書の発行を行っている。課税課では税証明書の発行業務、収納課では休日納税窓口を実施している。

異動手続きにおいては、他の部署における手続きが必要となり、土曜開庁で手続きが完結しないこともあるが、一定のニーズには対応できている。また、マイナンバーカードを保有している方は転出後 14 日以内に転入先で手続きをしないとマイナンバーカードが失効してしまうため、月 2 回の開庁頻度は必要性がある。

土曜開庁に係る経費としては、開庁に伴う庁舎管理に係る経費、基幹系情報システムの運用管理に係る経費が発生している。

出勤している職員は原則的に振替休暇を取得していることから、人件費の負担は生じていないが、平日勤務の職員数が少なくなる日があるなど、業務運営上の影響はある。

②具体的な取組の方向性

市民課については、午前中に手続きをされる方の割合が多く、他自治体では半日のみ休日開庁している事例もあることから、土曜開庁の時間を半日程度に短縮した場合に削減できる経費を調査し、効果があると判断されるときは開庁時間の短縮に向けて検討を進める。

課税課については、証明書の発行業務のみを取り扱っているが、利用件数が少ないこと、コンビニ交付等で代替することが可能であることから土曜開庁は実施しない方向で検討する。

収納課については、納期限内の税をコンビニ納付することが可能となっていることに加え、納税相談は平日夜間にも実施しており、代替手段があることから土曜日開庁は実施しない方向で検討する。

(8) 講演会等の効果的・効率的な実施

①現在の状況等

庁内の各部署では、それぞれの施策や事業の目的を達成するために講演会等のイベントを開催している。一方、公民館では市民の生涯学習の機会を提供する観点から様々な講座等を実施するなかで、市の実施する施策等に関連する講座を開催することもある。

公民館は日常的な業務として講座等を開催しており、準備から当日の運営にかけての事務処理に慣れているが、庁内の各部署では講演会等の実施は頻度の低い業務である。

現在、公民館と庁内各部署との講演会等に関する情報共有や連携の仕組みはなく、事前の企画段階から情報共有することができれば、双方の立場から効果的・効率的に講演会等を実施できる可能性がある。

②具体的な取組の方向性

公民館と庁内の各部署とで講演会等を共催するイメージで、公民館から庁内各部署に連携希望の調査を実施し、実施可能であるか調整する。

調整が整った場合には、試行的に講演会等を開催し、メリットやデメリットを検証する。検証の結果、効果が見込まれる場合には、継続して取り組んでいくこととする。また、この仕組みが安定的に運用できるようになれば、謝礼等の予算を庁内各部署から減額するなど財政的な効果についても検討する。

(9) 事務事業の見直し

①現在の状況等

行政評価システムについては、見直しを行い、令和 6（2024）年度から事務事業評価の対象事業を大幅に縮小し、より丁寧な事務事業評価を行っている。また、これまでは經常事業が事務事業評価の対象であったが、政策的に実施している事業についても、開始から一定期間が経過した際には、事業の企画時に意図していた通りに事業が進んでいるのか、事業内容や実施手法に修正すべき点はないのか、といった観点から評価を行うこととしている。

②具体的な取組の方向性

事務事業評価結果により、事業の縮小・廃止、有効性の改善など見直しを検討するとともに、評価対象とならない事業についても有効性・効率性の観点から常に見直しを行う。なお、事務事業の見直しは評価後、翌年度予算へ反映することができるよう努めることとする。

令和 6（2024）年度から実施している見直し後の行政評価は、実際の評価結果とその活用状況を検証しながら、より効果的な行政評価となるよう実施方法等の改善を図っていく。

(10) 組織運営及び職場環境の改善

①現在の検討状況等

係単位での業務内容や事務の執行体制等についてヒアリングを行った結果、属人化している業務があること、業務量が多く改善等を検討する余地が少ないこと、業務のデジタル化の遅れ、多様な働き方への対応による業務負担の偏り、執務スペースによる制約や窓口職場において事務処理に集中しにくいこと、などが課題として確認された。また、会計年度任用職員制度が導入されてから4年が経過し、令和6（2024）年度から勤勉手当の支給が開始されたことを踏まえ、会計年度任用職員のあり方等について改めて検討する時期にある。

現在、4つの職場をモデルケースとして取り上げ、各職場における詳細な課題の分析や解決策の検討に向けた検討会議を開催している。

②具体的な取組の方向性

モデルケースとして取り上げた職場においては、課題の解決策を検討しているが、比較的取り組みやすい解決策もあれば、時間をかけて検討すべきもの、他者との調整が必要なものの、制度の変更や予算措置を伴うものなど、様々な解決策の案が想定される。

モデルケースとなっている職場ですぐに着手できる取組、例えば、現行業務プロセスの係内での確認と改善、日常的業務と臨時的業務の年間を通した負担の多寡の見える化、といった取組は試験的に実施し、その結果を検証した上で効果的な内容は全庁へ共有して各職場での改善の取組を促す。また、業務システムの改善やデジタル技術の活用、制度の改正など時間や費用のかかる取組は、引き続き検討を進める。

会計年度任用職員制度については、効率的な組織運営の観点から異動や兼務、採用などの面から制度のあり方を検討する。